

はじまります!

# インボイス制度



## 1 課税事業者と免税事業者

課税事業者とは、前々年の課税売上高<sup>※1</sup>が1,000万円を超える事業者をいいます。免税事業者とは、前々年の課税売上高<sup>※2</sup>が1,000万円以下の事業者です。

※1 農業では主に農畜産物の販売高、作業受託料、使用していた農機等の売却代金が該当します

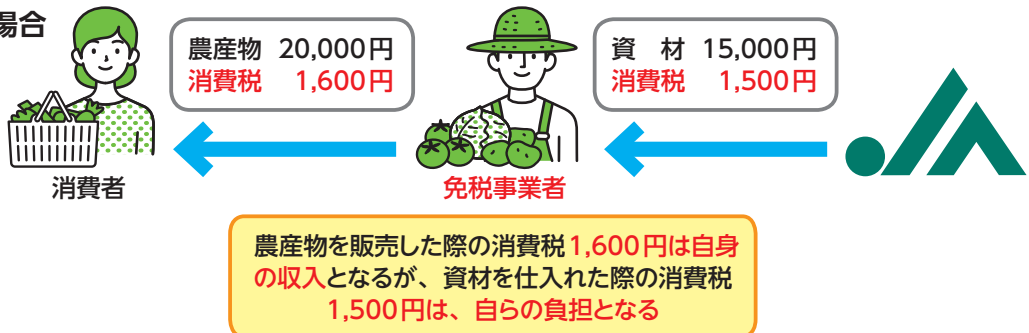
※2 前々年の課税売上高が1,000万円以下の事業者も、届出書の提出により課税事業者になることができます

課税事業者と免税事業者では、消費税の取り扱いに違いがあります。

### ■ 農家が課税事業者の場合



### ■ 農家が免税事業者の場合



## 2 インボイス制度とは

令和5年10月1日より、現行の区分記載請求書等保存方式に代えて導入される制度です。正式名称は、適格請求書等保存方式といいます。インボイス制度のもとでは、事業者は以下の対応が求められます。

### ■ 販売時・仕入時の対応

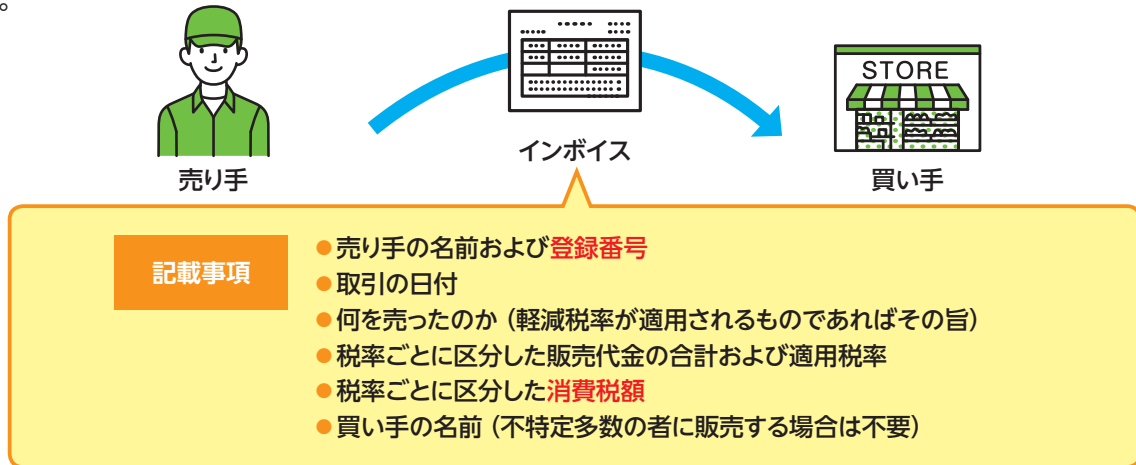
事業者区分	販売時の対応 (証憑の発行)	仕入時の対応 (仕入税額控除)	
		本則課税	簡易課税
適格請求書 発行事業者	課税事業者である買い手からの求めに応じインボイスの発行が義務化 <sup>※</sup>	売り手から発行されたインボイスを基に計算 <sup>※</sup>	現行通り (インボイス不要)
課税事業者 免税事業者	現行通り (インボイスの発行不可)		

※農協特例 (3ページ①を参照) の適用を受ける場合を除く

インボイスがない取引は仕入税額控除ができなくなります

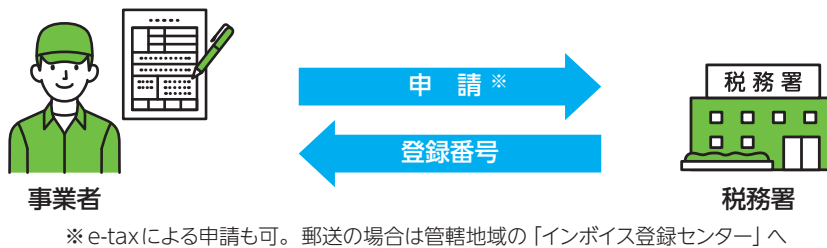
### 3 インボイス(適格請求書)とは

消費税の税率が複数存在する中、**売り手から買い手に対して適用税率や消費税額等を正確に伝えるための書類**のことをいいます。



### 4 適格請求書発行事業者とは

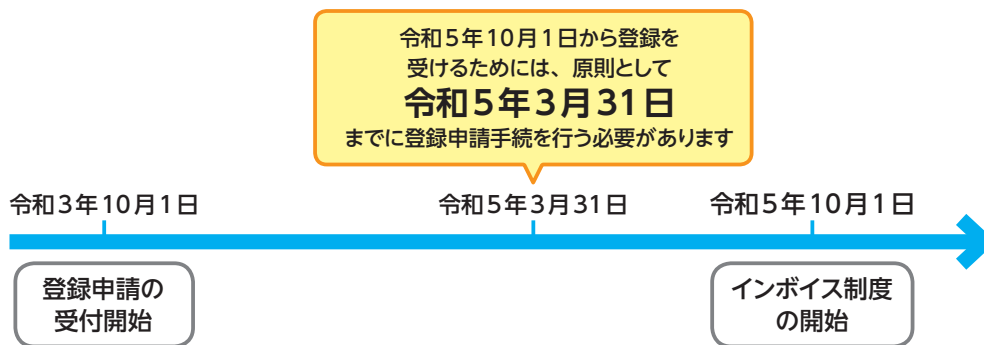
納税地の所轄税務署から事業者登録番号の交付を受けた事業者のことを、適格請求書発行事業者といます。インボイスは、**適格請求書発行事業者でない**と発行をすることができません。



### 5 適格請求書発行事業者になるためには

令和5年10月1日のインボイス制度の開始と同時に適格請求書発行事業者となり、インボイスの発行ができるようになるためには、原則として令和5年3月31日までの間に申請をする必要があります。

■ 登録申請のスケジュール 国税庁リーフレット「適格請求書等保存方式の概要 ―インボイス制度の理解のために―」を基に作成



※免税事業者の方は経過措置により、令和11年9月30日までの間は、年の中途からでも適格請求書発行事業者になることができます

なお、**登録申請はあくまで任意です**。特に消費税の免税事業者である方は、**適格請求書発行事業者として登録されると課税事業者として消費税の申告が必要になります**ので、**申請の前に慎重な検討が必要です**(4ページ『【参考】登録申請の検討にあたり考慮すべきこと』を参照)。

